

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

### 公告

- 不健全図書類の指定……………
- ……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 放置車両確認事務の委託(三十四件)……………(警視庁)…

### 告示

●東京都告示第三十四号  
東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八條第一項の規定により、青

少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十八年一月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

#### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二一〇	雑誌	コミックアムール N 0.279 2016年 1月号 〇三八〇一〇一 サン・メディアアレップ 株式会社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二一一	同右	BAMBOO COM ICS COLORFULS ELECT 毒妻クラブ③ 五七六三七一〇四 株式会社竹書房	同右

#### ●東京都告示第三十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十二條第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第三百八十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

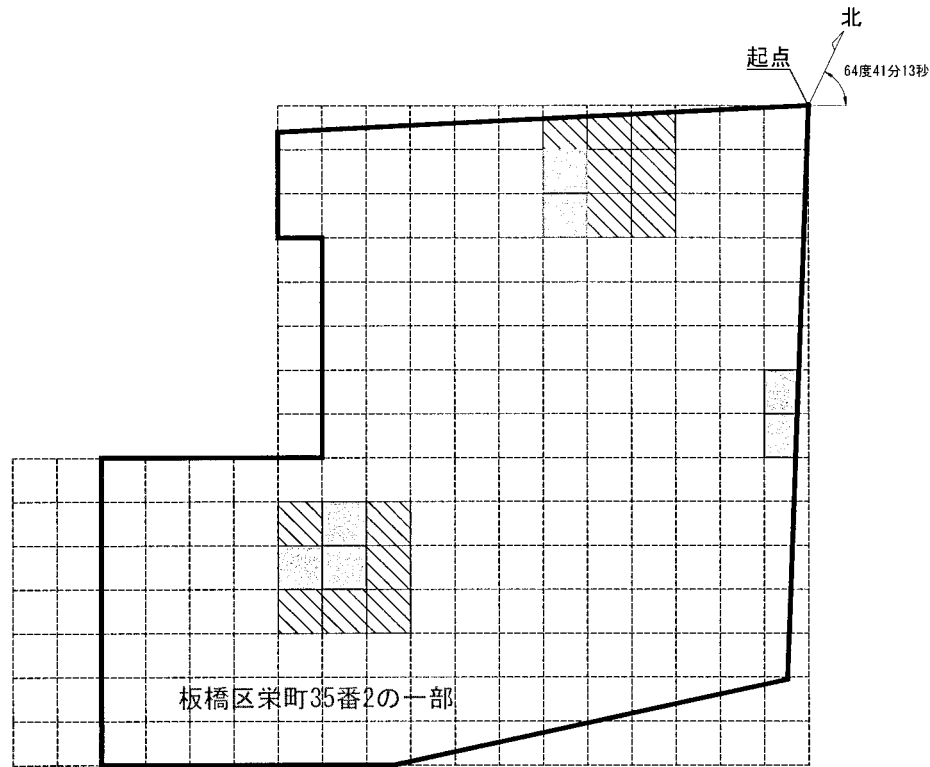
平成二十八年一月十五日

東京都知事 舛 添 要 一




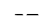
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区栄町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施

別図



凡例

-  調査対象地
-  指定を解除する区域
-  形質変更時要届出区域
-  単位区画線

〈起点〉  
 起点は、板橋区栄町35番2の最北端とする。

〈格子の回転角度：64度41分13秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人光ファイバセンシング振興協会

三 代表者の氏名

中村 健太郎

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区亀戸六丁目三十七番四号 亀戸コーポ一

〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、光技術及びその他先端技術による光ファイバセンシング・システムいわゆる光ファイバセンシング技術の普及・啓発及び推進に関する事業、研究・開発及びその公表に関する事業、技術者の育成に関する事業等を行い、地域の安全、情報化

社会の発展並びに科学技術の振興を図り、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コミュニティケアリンク東京

三 代表者の氏名

山崎 章郎

四 主たる事務所の所在地

東京都小平市御幸町百三十一番地の五

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、がんなどの終末期にある方や高齢者の方など地域社会で様々な困難に直面している人々を支援するために、医療、福祉、教育等の事業を通してより良き連携のもと、安心して住み続けることの出来る地域社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日産労連NPOセンターゆうらいふ21

三 代表者の氏名

高倉 明

四 主たる事務所の所在地

東京都港区海岸一丁目四番二十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、相互扶助の精神にのっとり、心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じて「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国レインボークラブ

三 代表者の氏名

戸田 軍三

四 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市下連雀七丁目十六番十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、音楽・芸能を中心とした文化的資産を有効に活用して、低廉で良質な文化的事業を行い、高齢者に生きがい・健康・社会参加の場や手段を提供するとともに、高齢者と青少年・児童との積極的な交流の場を企画する中で、植林事業等の環境保全推進も実施し、真の生涯現役社会を目指すとともに、ホスピタリティ精神の醸成、青少年及び児童の健全育成、地域文化の振興や地域福祉の増進等、健康で明るく豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人CWS Japan

三 代表者の氏名

小美野 剛

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台一丁目八番十一号 東京Y

WCA会館二二三号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本を含めたアジア太平洋地域などの人々に対して、緊急と開発に関する事業を行い、宗教、人権、国籍などにかかわらず、全ての人が尊厳を持ち、平和で、安全で、人権が尊重されて生きることができるとコミュニティの実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十八年一月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人如水宝生会

三 代表者の氏名

梶原 保

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区北砂七丁目七番十一〇〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、ユネスコ世界無形文化遺産に登録された能楽を知りたい、習いたい、または謡・仕舞を習っている人に能楽を学ぶための支援活動を行い、もって日本の伝統芸能の継承・振興に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人領域横断的集学的治療支援センター

一

三 代表者の氏名

北川 雄光

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区宮坂一丁目三十二番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し、領域横断的に最善の診断法・治療法を含めた集学的治療など、すべての医療を提供する体制を確立するために、研究者主導臨床研究および研究者主導臨床試験を行う研究機関や研究者に対しての支援、領域横断的に集学的治療の臨床研究に関する情報提供、臨床研究に関する教育事業を行い、もって一般市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

する。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十八年一月十五日

一 名称

東京都知事 外 添 要 一

特定非営利活動法人カンボジアの健康及び教育と地域を支援する会

二 代表者の氏名

永井 厚

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区四谷四丁目三番二十九号 伸治ビル

四 従たる事務所の所在地

神奈川県川崎市多摩区登戸百六十七番地四 小泉コーポ二〇二

五 認定の有効期間

平成二十七年十二月二十八日から平成三十二年十二月二十七日まで

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
住所及び氏名

あきる野市平沢字下夕川原六 武蔵野市境二丁目二番二号  
百六十八番二、六百七十番一、株式会社飯田産業  
同番三並びに六百七十二番一、代表取締役 兼井 雅史  
同番二及び六百八十番四の各一部

青梅市新町一丁目三十一番三 青梅市東青梅一丁目四番地  
十一及び同番三十三から同番三十九まで  
の1  
有限会社三和産業  
代表取締役 志村 好宣

昭島市大神町三丁目五百八十一番一及び同番二  
三号  
株式会社ホーク・ワン  
代表取締役 平塚 寛之

武蔵村山市学園一丁目九十二番一及び同番三  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

立川市一番町一丁目三十八番一  
昭島市松原町一丁目二番四号  
株式会社ランディックス  
代表取締役 石塚 忍

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

<p>六 縦覧期間 平成二十八年一月十五日から同年二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>ウ 収受日 平成二十七年十二月十七日</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ア 聴取者 調布市長</p> <p>四 意見 意見なし</p> <p>三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス</p> <p>二 店舗所在地 調布市深大寺東町八丁目三十三番地一ほか</p> <p>一 店舗名 ニトリ東八三鷹店</p>	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年一月十五日から同年二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>ウ 収受日 平成二十七年十二月十六日</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ア 聴取者 葛飾区長</p> <p>四 意見 意見なし</p> <p>三 設置者名 住友不動産株式会社</p> <p>二 店舗所在地 葛飾区新宿六丁目二千四百番二十六</p> <p>一 店舗名 （仮称）金町I計画商業棟</p>	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年一月十五日から同年二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>ウ 収受日 平成二十七年十二月二十四日</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ア 聴取者 八王子市長</p> <p>四 意見 意見なし</p> <p>三 設置者名 三井不動産株式会社</p> <p>二 店舗所在地 八王子市南大沢一丁目六百番地</p> <p>一 店舗名 三井アウトレットパーク多摩南大沢</p>
<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁大森警察署長

警視 中 田 智 志

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁大森警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁田園調布警察署長

警視 齋 藤 辰 義

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁田園調布警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁蒲田警察署長

警視 正 河 野 攝 夫

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁蒲田警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁池上警察署長

警視 内 藤 由 紀 夫

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁池上警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁東京空港警察署長

警視 古山良三

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁東京空港警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁世田谷警察署長

警視 正成 瀬 太 基

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁世田谷警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁北沢警察署長

警視 土山 淳 二

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁北沢警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁玉川警察署長

警視 坂 牧 強

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁玉川警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁成城警察署長

警視 宿 谷 政 文

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁成城警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁目黒警察署長

警視 竹 澤 正 夫

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁目黒警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁碑文谷警察署長

警視 門 倉 正 明

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁碑文谷警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁中野警察署長

警視 大 八 木 清 高

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁中野警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで



放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁野方警察署長

警視 有 川 哲 哉

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 株式会社コアズ
  - (2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
  - (1) 区域 警視庁野方警察署の管轄区域
  - (2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁杉並警察署長

警視 古 川 貞 一

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス
  - (2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603
- 2 確認事務を行う区域及び期間
  - (1) 区域 警視庁杉並警察署の管轄区域
  - (2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁高井戸警察署長

警視 高 濱 裕 章

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス
  - (2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603
- 2 確認事務を行う区域及び期間
  - (1) 区域 警視庁高井戸警察署の管轄区域
  - (2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁荻窪警察署長

警視 寺 田 守 孝

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス
  - (2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603
- 2 確認事務を行う区域及び期間
  - (1) 区域 警視庁荻窪警察署の管轄区域
  - (2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁滝野川警察署長

警視 二 瓶 義 正

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社セノン

(2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁滝野川警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁王子警察署長

警視 市 川 智 彦

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社セノン

(2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁王子警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁赤羽警察署長

警視 渡 會 幸 治

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社セノン

(2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁赤羽警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁板橋警察署長

警視 正 岩 瀬 弘 明

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁板橋警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁志村警察署長

警視 川 本 裕 二

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁志村警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁高島平警察署長

警視 大 石 雅 英

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁高島平警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁練馬警察署長

警視 東 田 修 一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁練馬警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁光が丘警察署長

警視 堀 之内 幸 二

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁光が丘警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁石神井警察署長

警視 奥田 富也

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁石神井警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁尾久警察署長

警視 笹沼 英夫

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁尾久警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁南千住警察署長

警視 岩下 悦男

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁南千住警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

警視庁荒川警察署長

警視 坂本 俊介

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁荒川警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁千住警察署長

警視 後藤 治 久

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 シンテイ警備株式会社
  - (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
  - (1) 区域 警視庁千住警察署の管轄区域
  - (2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁西新井警察署長

警視 永岡 和 喜

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 シンテイ警備株式会社
  - (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
  - (1) 区域 警視庁西新井警察署の管轄区域
  - (2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁竹の塚警察署長

警視 佐藤 成

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 シンテイ警備株式会社
  - (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
  - (1) 区域 警視庁竹の塚警察署の管轄区域
  - (2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁綾瀬警察署長

警視 清水 正 太郎

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 シンテイ警備株式会社
  - (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
  - (1) 区域 警視庁綾瀬警察署の管轄区域
  - (2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁亀有警察署長

警視 藤井 雅弘

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社セノン

(2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁亀有警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成28年1月15日

警視庁葛飾警察署長

警視 長谷川 毅

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社セノン

(2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁葛飾警察署の管轄区域

(2) 期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 五〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

